

## 選挙管理委員会委員について

委員任期 2023. 3. 1. ~2023. 6. 21. 及び 2023. 6. 21. ~2025. 6. の定時総会終結時迄

区分	氏名	二次医療圏	所管区域	参考1 正会員数	参考2 理事定員
1	佐藤克之 佐藤病院 理事長	横浜	横浜市全域	110 (110)	11 (11)
2	邊見仁 川崎田園都市病院 病院長	川崎	川崎市全域	34 (34)	4 (4)
3	増田直樹 清川遠寿病院 理事長 (愛甲郡清川村)	相模原	相模原市全域	32 (32)	4 (4)
		県央	厚木市・大和市・海老名市 ・座間市・綾瀬市・愛甲郡	27 (27)	3 (3)
4	関戸仁 横須賀市立市民病院 管理者 (横須賀市)	横須賀 ・三浦	横須賀市・鎌倉市・ 逗子市・三浦市・三浦郡	22 (21)	3 (3)
		湘南 東部	藤沢市・茅ヶ崎市・ 高座郡	22 (22)	3 (3)
5	杉田輝地 山近記念総合病院 理事長 (小田原市)	湘南 西部	平塚市・秦野市・ 伊勢原市・中郡・	20 (20)	2 (2)
		県西	小田原市・南足柄市・ 足柄上郡・足柄下郡	18 (19)	2 (2)
				285 (285)	32 (32)

参考1 2023年3月1日現在 ( )内は前回(2021年)役員選挙実施時の数

参考2 正会員数に基づく地区理事の定員(公示日時点で決定)

## 役員選挙規程 抜粋

## 1 選挙管理委員会の設置(第3条)

- ① 役員選挙を管理するために選挙管理委員会(以下「選管委」)を設置する。
- ② 選管委は選挙公示、立候補者及び推薦の受付、投票・開票の管理及び当選人の決定その他役員選挙に必要な事務の管理を行う。

## 2 選挙管理委員会の委員構成等(第4条)

- ① 委員は正会員の中から、地区の推薦に基づき理事会の承認を経て会長が任命する。
- ② 選管委は5名の委員を持って構成し、委員長及び副委員長は委員の互選とする。
- ③ 選管委委員の任期は、定款第26条(役員任期)の規定を準用する。

## 3 選挙人名簿の作成(第5条)

- ① 選管委は選挙公示日の属する月の1日現在登録の正会員により選挙人名簿を作成する。

## 4 選挙期日等の公示(第9条)

- ① 理事及び監事の任期満了による選挙は、任期の終わる年の定時総会の前日15日以上30日以内に行う。
- ② 選管委は、選挙期日、立候補及び推薦の受付締切日、第7条に規定する理事候補者の定員、第8条に規定する監事候補者の定員、関係書類等を選挙期日の15日前までに公示しなければならない。

## 5 理事、監事立候補者届及び推薦状等の受理(第10条)

## 6 当選人決定及び選挙管理の報告(第20条)

- ① 当選人の氏名及び得票数等必要な事項は、選管委員長が理事会に報告する。